

ID: 1033

担当部署: 子ども若者部 子ども若者応援課

処分の概要	受給資格者の所得による支給の制限②		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第9条の2		
法令番号	昭和36年法律第238号		
【基準】 法第9条の2の規定による。 第9条の2 手当は、受給資格者(前条第1項に規定する養育者に限る。以下この条において同じ。)の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日